

平成28年度 智頭町農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 平成28年5月10日(火) 午後2時
2. 開催場所 智頭町役場2階 第1・2会議室
3. 出席委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	大原 知子	出
3	山本 浩視	出	4	浅見 公昭	出
5	福安 逸雄	出	6	安道 信成	出
7	西尾 修	出	8	山中 眞守	出
9	岡田 功	出	10	岡野 吉勝	欠
11	小宮山 晃次	出	12	浮田 博司	出
13	西尾 寿行	出	14	古谷 常吉	出
15	國岡 美保子	出	16	中澤 一博	出

計 15名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

4. 欠席委員 10番 岡野 吉勝委員

5. 日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案審議

- (1) 農地法第四条第一項の規定による許可申請に対する意見について
- (2) 農用地利用集積計画(案)の意見決定について
- (3) 平成二十八年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

第3 報告

- (1) 農地法第十八条第六項の規定による通知書について

## 6. 議事録

- 局長 ただいまから平成二十八年度、第二回智頭町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席状況は、席番十番岡野吉勝委員が欠席の為、十六名中十五名出席となりますので総会は成立します。それでは総会に入りたいと思います。  
議事進行について、会長よろしく申し上げます。
- 議長 それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において三番山本浩視委員、四番浅見公昭委員を指名します。これに異議ありませんか。(異議なしの声あり)  
異議なしと認め決定いたします。  
それでは議事に入ります。議案第一号、農地法第四条第一項の規定による許可申請に対する意見について。  
農地法第四条第一項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めるものであります。  
それでは、番号一につきまして事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第一号番号一を説明します。  
本件は、農地法第四条第一項の申請で、自ら所有する農地へ墓地を新設する為の転用です。それでは、県知事に送付する意見書に沿って説明します。申請人は大字穂見の〇〇〇〇さんです。申請地は大字穂見の畑一筆で、八・二三平方メートルです。智頭町は、線引きしておりませんので市街化区域でも市街化調整区域でもない、その他の区域になります。  
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。  
農地の区分と転用目的については、転用区分は第二種農地と判断されます。転用目的は、既存の墓地が山中にあり、立地条件が悪い為、申請農地に移転・新設をするものです。区分と転用目的については適当であると考えます。  
資力および信用については、必要な資金についての資金証明書類の提出がされている為問題ないと考えます。  
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可できないことになってはいますが、該当しないと考えます。  
許可を受けた後、遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、既存の墓地に不便を生じている為該当しないと考えます。  
申請に係る事業の施行に関して、行政庁の免許・許可・認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかったこと、また処分の見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、墓地経営に関する事前指導通知の提出もあり、問題ないと考えます。

申請に係る農地と一体として、申請に係る事業の目的に供する土地を使用する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、この場合該当しないものと考えます。

申請に係る農地の面積が申請の目的から見て適当と認められない場合は許可しないことになっていますが、適当な面積であり該当しないものと考えます。

申請に係る事業が工事・住宅・その他の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は造成のみを目的としていないので、該当しないと考えます。

農地の転用が周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないことになっていますが、営農条件への支障はなく、集団農地を分断することはないなどから、該当しないと考えます。

被害防除については、すみやかに対処することとしており影響はないものと考えます。

申請年月日は平成二十八年四月十八日、事務局は同日受付になっております。位置図については、一から四ページです。

地区担当の八番山中委員に調査結果の報告をお願いします。

山中委員  
議 長

四月末日、本人と現地で話しを伺いました。以前の墓地は山の中であり、穂見地区の方々はほとんど下の集落の方に降ろしてきています。事務局の説明のとおり、適当であると考えます。

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第二号、農用地利用集積計画書(案)の意見決定について  
智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので意見を求める。

平成二十八年五月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局 長

議案第二号をご覧ください。

智頭町長より平成二十八年四月二十二日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。新規の利用権設定の計画が三筆です。面積は、合計二千八百九十四平方メートルです。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認め

られること、  
ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、  
ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、  
三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、  
イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、  
ロ、その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、  
四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、  
の要件を満たしております。

議 長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)  
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)  
異議なしと認め原案の通り決定します。

続きまして議案第三号、平成二十八年度の目標及びその達成に向けた活動計画について  
平成二十八年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成したので決議を求める。

平成二十八年五月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第三号をご覧ください。

「平成二十八年度の目標及びその達成に向けた活動計画」をご覧ください。※印にもありますが、農家数、  
経営耕地面積等、農林業センサスに基づいた数字を使っている箇所もあります。平成二十八年度の活動計画に  
つきましては、農地法改正により書式の変更があった為、地域の農業者等からの意見は集約せず、この決定を  
もって農林水産省へ報告していきます。

議 長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)  
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)  
異議なしと認め原案の通り決定します。

本日の提出案件はすべて終了しました。

続いて報告事項に移ります。

(一) 農地法第十八条第六項の規定による通知書について

農地法第十八条第六項の規定による通知書を下記のとおり受理したので報告する。

平成二十八年五月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局に説明をお願いします。

局長 報告（一）をご覧ください。農地法第十八条第六項の規定による通知書を一件受理しました。これは、国有農地等貸付書による賃貸借一件の合意解約です。

（報告書に基づき、個別の内容説明）

議長 農地法第十八条第六項の規定による通知書の報告が終わりました。

報告（一）について、ご質問、ご意見等はありませんか。（ありませんの声）

質問、意見等ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

以上で、本日の提出案件はすべて終了します。

その他について、事務局に説明をお願いします。

局長 その他について説明いたします。

- ・六月合同農地パトロールについて
- ・熊本地震義援金について
- ・農業委員会法改正に係る組織改編について

議長 以上をもちまして、平成二十八年度第二回総会を閉会いたします。

事務局 ありがとうございます。

次回総会は、六月十日金曜日です。午後二時より智頭町中央公民館三階、中会議室を予定しています。

平成二十八年五月十日

会 長 小 林 功

